

## 消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第19条第7項の規定に基づき届出を行なった電気供給約款（平成26年3月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第47条の3の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率、59（一般供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額ならびに附則6（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）、附則7（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）および附則9（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（燃料費調整）、附則7（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）および附則9（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

### (1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
定額電灯		
需要家料金		
1 契約につき	54.00	4.00
電灯料金		
20ワットまでの1灯につき	146.23	10.83
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	243.86	18.06
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	341.50	25.30
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	536.76	39.76
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	536.76	39.76
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	233.82	17.32
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	378.00	28.00
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	378.00	28.00

区分および単位	料金率	消費税等相当額
従量電灯 A 最低料金 1 契約につき最初の 8 キロワット時 まで 電力量料金 上記をこえる 1 キロワット時につき	円  230.86 19.43	円  17.10 1.44
従量電灯 B 基本料金 契約電流10アンペア 契約電流15アンペア 契約電流20アンペア 契約電流30アンペア 契約電流40アンペア 契約電流50アンペア 契約電流60アンペア 電力量料金 最初の120キロワット時までの1キロ ワット時につき 120キロワット時をこえ300キロワッ ト時までの1キロワット時につき 300キロワット時をこえる1キロワッ ト時につき 最低月額料金 1 契約につき	 280.80 421.20 561.60 842.40 1,123.20 1,404.00 1,684.80  19.43 25.91 29.93 230.86	 20.80 31.20 41.60 62.40 83.20 104.00 124.80  1.44 1.92 2.22 17.10
従量電灯 C 基本料金 契約容量 1 キロボルトアンペアにつ き 電力量料金 最初の120キロワット時までの1キロ ワット時につき 120キロワット時をこえ300キロワッ ト時までの1キロワット時につき 300キロワット時をこえる1キロワッ ト時につき	 280.80  19.43 25.91 29.93	 20.80  1.44 1.92 2.22
臨時電灯 A 1 日につき 総容量が50ボルトアンペアまでの場 合 総容量が50ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの場合 総容量が100ボルトアンペアをこえ500 ボルトアンペアまでの場合100ボルトア ンペアまでごとに 総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	 7.88 15.76 15.76 157.58	 0.58 1.17 1.17 11.67

区分および単位	料金率	消費税等相当額
総容量が1キロボルトアンペアをこえ 3キロボルトアンペアまでの場合1キ ロボルトアンペアまでごとに	円 157.58	円 11.67
臨時電灯B 基本料金 契約電流10アンペアにつき	308.88	22.88
電力量料金 1キロワット時につき	32.92	2.44
臨時電灯C 基本料金 契約容量1キロボルトアンペアにつき	308.88	22.88
電力量料金 1キロワット時につき	32.92	2.44
公衆街路灯A 需要家料金 1契約につき	48.60	3.60
電灯料金 20ワットまでの1灯につき	133.06	9.86
20ワットをこえ40ワットまでの1灯に つき	222.91	16.51
40ワットをこえ60ワットまでの1灯に つき	312.77	23.17
60ワットをこえ100ワットまでの1灯 につき	492.48	36.48
100ワットをこえる1灯につき100ワッ トまでごとに	492.48	36.48
小型機器料金 50ボルトアンペアまでの1機器につき	213.30	15.80
50ボルトアンペアをこえ100ボルトア ンペアまでの1機器につき	341.28	25.28
100ボルトアンペアをこえる1機器に つき100ボルトアンペアまでごとに	341.28	25.28
公衆街路灯B 基本料金 契約容量1キロボルトアンペアにつき	253.80	18.80
電力量料金 1キロワット時につき	19.60	1.45
最低月額料金 1契約につき	220.06	16.30

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
低圧電力 基本料金 契約電力1キロワットにつき	1,101.60	81.60
電力量料金 1キロワット時につき		
夏季料金	16.97	1.26
その他季料金	15.42	1.14
臨時電力 定額制供給の場合 契約電力1キロワット1日につき	185.58	13.75
従量制供給の場合 電力量料金 1キロワット時につき		
夏季料金	20.36	1.51
その他季料金	18.51	1.37
農事用電力 基本料金 契約電力1キロワットにつき	432.00	32.00
電力量料金 1キロワット時につき		
夏季料金	12.80	0.95
その他季料金	11.63	0.86

(2) 59（一般供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金額	消費税等相当額
	円	円
架空配電設備の場合 超過こう長1メートルにつき	3,456.00	256.00
地中配電設備の場合 超過こう長1メートルにつき	27,324.00	2,024.00

(3) 附則6（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
最低料金 1契約につき最初の8キロワット時まで	220.06	16.30
電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき	19.60	1.45

(4) 附則 7 (農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置) に定める料金率等

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
	円	円
契約使用期間 毎年最初の30日まで 契約電力		
0.5キロワット	4,645.94	344.14
1キロワット	6,807.27	504.24
2キロワット	10,807.81	800.58
3キロワット	14,860.75	1,100.80
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	2,649.27	196.24
30日をこえる1日につき 契約電力		
0.5キロワット	40.75	3.02
1キロワット	66.36	4.92
2キロワット	132.74	9.83
3キロワット	195.84	14.51
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	57.72	4.28
(燃料費調整の基準単価) 1日につき 契約電力		
0.5キロワット	0.375	0.028
1キロワット	0.750	0.056
2キロワット	1.499	0.111
3キロワット	2.249	0.167
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	0.750	0.056

(5) 附則 9 (消費税法の改正にともなう経過措置) (1) イに定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
定額電灯 需要家料金		
1契約につき	52.50	2.50
電灯料金		
20ワットまでの1灯につき	142.17	6.77
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	237.09	11.29
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	332.01	15.81
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	521.85	24.85
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	521.85	24.85

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	227.33	10.83
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	367.50	17.50
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	367.50	17.50
従量電灯A		
最低料金	224.45	10.69
1契約につき最初の8キロワット時まで		
電力量料金	18.89	0.90
上記をこえる1キロワット時につき		
従量電灯B		
基本料金		
契約電流10アンペア	273.00	13.00
契約電流15アンペア	409.50	19.50
契約電流20アンペア	546.00	26.00
契約電流30アンペア	819.00	39.00
契約電流40アンペア	1,092.00	52.00
契約電流50アンペア	1,365.00	65.00
契約電流60アンペア	1,638.00	78.00
電力量料金		
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18.89	0.90
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25.19	1.20
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29.10	1.39
最低月額料金	224.45	10.69
1契約につき		
従量電灯C		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	273.00	13.00
電力量料金		
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18.89	0.90
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25.19	1.20
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29.10	1.39
臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7.67	0.37
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	15.32	0.73

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合100ボル トアンペアまでごとに	15.32	0.73
総容量が500ボルトアンペアをこえ1 キロボルトアンペアまでの場合	153.21	7.30
総容量が1キロボルトアンペアをこえ 3キロボルトアンペアまでの場合1キ ロボルトアンペアまでごとに	153.21	7.30
臨時電灯B 基本料金 契約電流10アンペアにつき	300.30	14.30
電力量料金 1キロワット時につき	32.00	1.52
臨時電灯C 基本料金 契約容量1キロボルトアンペアにつき	300.30	14.30
電力量料金 1キロワット時につき	32.00	1.52
公衆街路灯A 需要家料金 1契約につき	47.25	2.25
電灯料金 20ワットまでの1灯につき	129.36	6.16
20ワットをこえ40ワットまでの1灯に つき	216.72	10.32
40ワットをこえ60ワットまでの1灯に つき	304.08	14.48
60ワットをこえ100ワットまでの1灯 につき	478.80	22.80
100ワットをこえる1灯につき100ワッ トまでごとに	478.80	22.80
小型機器料金 50ボルトアンペアまでの1機器につき	207.38	9.88
50ボルトアンペアをこえ100ボルトア ンペアまでの1機器につき	331.80	15.80
100ボルトアンペアをこえる1機器に つき100ボルトアンペアまでごとに	331.80	15.80
公衆街路灯B 基本料金 契約容量1キロボルトアンペアにつき	246.75	11.75
電力量料金 1キロワット時につき	19.06	0.91
最低月額料金 1契約につき	213.95	10.19

区分および単位	料金率	消費税等相当額
低圧電力 基本料金 契約電力1キロワットにつき 電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金 その他季料金	円  1,071.00  16.50 14.99	円  51.00  0.79 0.71
臨時電力 定額制供給の場合 契約電力1キロワット1日につき 従量制供給の場合 電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金 その他季料金	  180.42  19.79 18.00	  8.59  0.94 0.86
農事用電力 基本料金 契約電力1キロワットにつき 電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金 その他季料金	  420.00  12.44 11.31	  20.00  0.59 0.54

(6) 附則9（消費税法の改正にともなう経過措置）(1)ロに定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
最低料金 1契約につき最初の8キロワット時まで 電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき	円  213.95  19.06	円  10.19  0.91

(7) 附則9（消費税法の改正にともなう経過措置）(1)ハに定める料金率等

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
契約使用期間 毎年最初の30日まで 契約電力 0.5キロワット 1キロワット	円  4,516.89 6,618.18	円  215.09 315.15

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
	円	円
2キロワット	10,507.59	500.36
3キロワット	14,447.95	688.00
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	2,575.68	122.65
30日をこえる1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	39.62	1.89
1キロワット	64.51	3.07
2キロワット	129.06	6.15
3キロワット	190.40	9.07
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	56.11	2.67
(燃料費調整の基準単価)		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.364	0.017
1キロワット	0.729	0.035
2キロワット	1.457	0.069
3キロワット	2.186	0.104
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	0.729	0.035

(8) 附則9（消費税法の改正にともなう経過措置）(1)ニに定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
20ワットまでの1灯につき	1.721	0.082
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3.442	0.164
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	5.163	0.246
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	8.605	0.410
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	8.605	0.410
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.570	0.122
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	5.141	0.245
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	5.141	0.245

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
(ロ) 臨時電灯 A 1 日につき 総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.069	0.003
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.139	0.007
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.139	0.007
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.387	0.066
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.387	0.066
(ハ) 臨時電力 契約電力1キロワット1日につき	1.457	0.069
ロ 従量制供給の場合 1キロワット時につき	0.222	0.011

(9) 別表2（燃料費調整）に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯		
20ワットまでの1灯につき	1.770	0.131
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3.540	0.262
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	5.310	0.393
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	8.851	0.656
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	8.851	0.656
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.644	0.196
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	5.288	0.392
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	5.288	0.392

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
(ロ) 臨時電灯 A 1 日につき 総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.071	0.005
総容量が50ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの場合	0.143	0.011
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合100 ボルトアンペアまでごとに	0.143	0.011
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1.427	0.106
総容量が1 キロボルトアンペアを こえ3 キロボルトアンペアまでの場 合1 キロボルトアンペアまでごとに	1.427	0.106
(ハ) 臨時電力 契約電力1 キロワット1 日につき	1.499	0.111
ロ 従量制供給の場合 1 キロワット時につき	0.228	0.017